

ご 挨拶

あけましておめでとうございます。ニューイヤー駅伝、箱根駅伝を見ていたら、お正月はあっという間に終わってしまいました。気を抜いていると、一日があっという間に終わってしまいます。本年は、一日、一瞬に心を込めて過ごしていきたいと考えております。

平成 27 年度税制改正大綱について

昨年の 12 月 30 日、自由民主党・公明党は平成 27 年度税制改正大綱を決定しました。正式には、これから国会で審議の後、税制改正案の成立となりますが、重要な方向性であるため、要点についてのみ記載させていただきます。

- 消費税の増税時期

経済再生と財政健全化を両立するため、平成 27 年 10 月に予定していた消費税率 10%への引上げ時期は平成 29 年 4 月とする。また、今回の引上げについては、財政健全化を着実に進めるために「景気判断条項」を付けずに着実に実施する。消費税の軽減税率制度については、平成 29 年 4 月からの導入を目指す。

- 法人税改革

法人税について、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、税率を引下げる。国税、地方税を含めた法人実効税率(現行 34.62%)を平成 27 年度に 32.11%、平成 28 年度に 31.33%とする。さらに、平成 28 年度以降においても、20%台まで引下げることを目指す。

- 高齢者層から若年層への資産の早期移転

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を延長した上で拡充する。また、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を創設する。

平成 27 年 1 月 5 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご挨拶

早いもので、今年も確定申告の時期がやって来ました。本年度の申告期限は 3 月 16 日(月)です。毎年のことなのですが、資料を用意するのは意外と大変なことです。確定申告に必要な資料のチェックリストを作成しましたのでご活用頂ければ幸いです。ご不明な点があれば、いつでもご連絡下さいませ。

○収入に関する書類

	対象者	必要書類	発行先
<input type="checkbox"/>	給与があり、確定申告が必要な方	給与所得の源泉徴収票	勤務先
<input type="checkbox"/>	公的年金等のある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構
<input type="checkbox"/>	上場株式の売買のある方	特定口座年間取引報告書	証券会社
<input type="checkbox"/>	満期保険金を受け取った方	支払調書	保険会社

○所得控除に関する書類

	対象者	必要書類	発行先
<input type="checkbox"/>	医療費の支払がある方	医療費の領収書	支払先
<input type="checkbox"/>	国や地方自治体等に寄付をされた方	寄付金の領収書	寄付先
<input type="checkbox"/>	災害や盗難・横領などで損害を受けた方	災害等関連支出の領収	支払先
<input type="checkbox"/>	社会保険料を支払った方	社会保険料控除証明書(注)	日本年金機構
<input type="checkbox"/>	共済・確定拠出年金掛金を支払った方	支払掛金の証明書(注)	支払先
<input type="checkbox"/>	生命保険料を支払った方	支払保険料の証明書(注)	保険会社
<input type="checkbox"/>	地震保険料を支払った方	支払保険料の証明書(注)	保険会社

(注) 年末調整で控除を受けた場合には、書類の添付は不要です。

○その他

住宅借入金等	<input type="checkbox"/>	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	金融機関
特別控除の適用	<input type="checkbox"/>	住民票の写し(注)	市役所
を受ける方	<input type="checkbox"/>	家屋の登記事項証明書(原本)(注)	法務局
	<input type="checkbox"/>	請負契約書、売買契約書の写し(注)	購入先

(注) 二年目以降については添付を省略することができます。

平成 27 年 2 月 3 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

だんだんと暖かな日が増えてきました。もうすぐ春がやって来そうです。

大塚家具に見る事業承継の難しさについて

メディアで大塚家具の経営権を巡っての親子の争いが話題になっております。創業者である父と新社長である娘の争いは、上場企業であるがゆえに外部株主、マスコミを巻き込んだ一大ニュースになっておりますが、争いの内容は我々のような中小企業にとっても他人ごとではないように思えます。

新社長の中期経営計画発表の記者会見を見る限り、話が理路整然としており、とても頭の良い方なのだなという印象を受けました。大塚家具は高そうだというイメージを払拭するために、会員制や対面販売方式を改めるという戦略は、消費者のライフスタイルの変化や IKEA やニトリの台頭を考慮すると正しいもののように思えます。

しかし、人生の全てを会社に捧げてきた創業者からしてみると、理論的にはいくら正しい方針であったとしても、自分の人生哲学ともいえる経営方針を娘に否定されて平静でいられるはずがありません。また、長年創業者と苦勞を共にして来た幹部社員たちも、心中穏やかではないはずです。

新社長は偉大な父親を越えようと一生懸命に市場、会社を分析し、経営戦略を練ったのだと思います。しかし、それだけで組織を動かすことはできません。古参の幹部を説得し、共感し、自ら動いてもらわなければ戦略を実行することはできないのです。そして、そのためには創業者である父親のサポートが絶対に必要であったのだと思います。

大塚家具の経営権の行方は株主総会に委ねられることになってしまいましたが、本来であれば、親子でしっかりと話し合い、一つの方針を決めて欲しかったところです。今回のケースは、社長が娘であるからこそ、親子間の甘えが生じてしまったのではないのでしょうか（自分の過去を振り返るとそんな気がします）。

事業承継は、株式だけではなく、繊細な人間の問題も含んでいます。じっくりと慎重に進めたいものです。

平成 27 年 3 月 3 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

事務所の桜の花が満開です！

コーポレート・ガバナンスについて

最近新聞等のメディアで、コーポレート・ガバナンスが話題になっています。日本語で言うと企業統治ですが、日本語でこの言葉が使われることはめったにありません（最近、意味のよくわからないカタカナ言葉が増えているような気がします）。はっきりした定義はありませんが、一般的には、取締役会や監査役等が会社を経営していくための仕組み、といった意味で使われます。

政府が昨年発表した「日本再興戦略 2014」（いわゆる成長戦略）は、日本の稼ぐ力を取り戻すための施策としてコーポレート・ガバナンスの強化を取り上げ、具体的な指針として、「コーポレート・ガバナンス・コード」というものが策定されています。

「コーポレート・ガバナンス・コード」は、会社から独立した社外取締役を少なくとも2名以上選任するべきとする等、内向きではなく、株主利益を重視した経営を進めることを求めています。

どこの会社でもそうだと思いますが、ある程度、会社は社長の独裁で成り立っているものです。それは、一概に悪いことではなく、会社を一つにまとめ、迅速な経営を進めるために必須のことであると思います。しかし、社長の一人よがりの経営になりやすいことも事実です。

唐の皇帝太宗は、正しいと思ったことをひるまずに諫言する魏徴を登用し、後世に理想の政治とされる「貞観の治」を成し遂げました。一人よがりにならないためには、側に自分のことをボロクソに叱ってくれる人を置いておくことが良いのかもしれない。

「コーポレート・ガバナンス・コード」は、上場企業を対象としたものであり、我々のような中小企業に直接影響するものではありません。しかし、一人よがりにならない、より良い会社経営を考えるうえでは、参考になるものであると思います。そんなに長い文章ではありません。一読されてみてはいかがでしょうか。

平成 27 年 4 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

ザスパ草津がホームゲームで初勝利しました。今年こそは、と毎年思っています。

不正のトライアングルについて

不正のトライアングルという言葉があります。アメリカの犯罪学者が実際に多くの犯罪者を調査して導き出した理論で、人間は、「動機」、「機会」、「正当化」という3つの不正リスク要因がそろった時、不正に手を染めてしまうという考え方です。

まず、「動機」とは、不正を行う際の心理的なきっかけのことをいいます。例えば、大きな借金を背負ってしまい返済に苦しんでいることや、無理なノルマを課されていること等がこれにあたります。

次に、「機会」とは、不正を行おうと思えばいつでもできる職場環境があることをいいます。例えば、事務を一人の担当者に全て任せきりにしている、商品の棚卸をしない等がこれにあたります。

最後に、「正当化」とは、不正を行う際に、自分に都合の良い理由をこじつけて、不正を行うときに感じる良心の呵責を乗り越えてしまうことをいいます。例えば、「自分だけが悪いわけではない、みんなやっていることだ」と思ってしまうことや、「盗んだのではなく、一時的に借りただけ」等の自分に対する言い訳がこれにあたります。

これら3つの要因が一つでも欠けていけば不正は起きないとされており、一つひとつの不正リスク要因を減らすように働きかけることが重要です。例えば、「動機」に対しては、従業員とコミュニケーションを良くとり、心理的な状態をできるだけ把握しておくこと、「機会」に対しては、社内のチェック体制を整備すること、「正当化」に対しては、どんな理由があろうと不正は絶対に許されないものであると教育すること等が考えられます。

昔、警察官の方に聞いたことがあります。完全な悪人というのは滅多におらず、ほとんどの犯罪者は、善と悪の間をゆらゆら揺れているのだそうです。弱い人間が、悪の方にゆらゆら流れて行かないようにすることも、経営者の重要な仕事なのだと思います。

平成 27 年 5 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

ザスパ草津が上位チームに二試合連続で勝利し、波に乗っております。期待が膨らんでおります。

なぜ相続税を払うのか

一生懸命に働いて築き上げた財産であっても、先祖代々引き継いできた財産であっても相続税が課せられます。財産が多額になれば、相続税も相当な金額となります。日本の相続税の最高税率は55%ですから、多くの財産を持つ方の場合は、約半分を相続税として納付することになります。

なぜ相続税があるのでしょうか。調べてみたところ、大きく二つの考え方があるようです。一つは、「人は生存中に蓄積した富の一部を死にあたって社会に還元すべきだ」という英米系の国々の考え方。二つ目は、「偶然の理由による富の増加を抑制すべきだ」というヨーロッパ大陸諸国の考え方です。

また、日本の税務大学のテキストでは、相続税の機能として以下の二つをあげています。一つは、「所得税の補完機能」です。税制上の優遇等により所得税の課税を受けずに蓄積した財産に対して、人生の最後に精算し、課税することにより、所得税を補完するということです。二つ目は、「富の集中を抑制機能」です。これは、お金持ちから相続税を徴収し、それを再分配することで格差を抑制するということです。

かつて、アメリカでは相続税が廃止されたことがありました。（ブッシュ政権時代に行われたもので、オバマ政権になってから相続税は復活しました。）相続税の廃止の理由は、相続税による財産の再分配は自由経済を歪め不効率であることや、生きている間に稼いだお金に対して所得税がかかり、死んでからも相続税がかかるのは二重課税であるから等です。

このように、相続税に関しては、いろいろな考え方があります。日本の税収に占める相続税・贈与税の割合は1.8%（平成27年度予算）であり、それほど多くはありませんが、政治家が相続税を廃止しようなどと言えば、大きな批判を受けるような気がします。

平成27年6月2日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

ギリシャの債務返済問題が佳境を迎えています。未来の日本がこうならないようにしなければと思います。

増田レポートについて

増田レポートというものが話題になっています。これは、元総務大臣の増田寛也氏が代表を務める日本創成会議が発表した報告で、このままなんの手を打たずに人口減少がすすめば、2040年までに全国の市町村の約半数が消滅する可能性があるとしたものです。

正確には、2010年から2040年までの間に「20～39歳の女性人口」が5割以下に減少する自治体を「消滅可能性都市」と定義しています。増田レポートの特徴は、20～39歳という若年女性人口の減少に着目した点で、若年女性が減少し続ける限りは、人口の「再生産力」は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからないと考えています。

地方の人口減少の原因は、出生率の低下だけではなく、大都市圏への「人口移動」があります。近年では、製造業の海外移転、公共事業の減少による建設業の減少、人口減少による消費の低迷が進み、地方には職がないから仕方なく大都市圏へ移動する若年層が増加しています。そして、大都市圏で苦勞して職を見つけても、子どもを産み育てることが難しい環境下に置かれるため、さらに人口減少が進むという悪循環が続いています。

地方の人口減少を食い止めるためには、もちろん子育てをし易い環境を整えることも大事ですが、特に若者の大都市圏への流出を食い止めることが大切です。そのためには、やはり、地元で安心して働く場所があることが重要なのだと思います。それは、私達の役割なのでしょう。

人口が減り続けると、実際にどのようなことが起こってくるのか、分かっていない部分も多いそうです。一人あたりの国土が広がるから、かえって豊かな生活をおくることができる、という人もいます。しかし、多くの子供たちの声があふれる地域の方が豊かで楽しい地域であると思います。

平成27年7月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

とても暑い日が続いております。くれぐれもご健康にお気をつけ下さいませ。

東芝の会計問題について

東芝の「不適切会計」問題が話題になっております。第三者委員会の調査によると、総額で1,562億円にのぼる利益修正が必要であるとのことでした。

第三者委員会の調査報告書は公表されており、詳細な内容を読むことができます。調査報告書を読む限り、重要な会計操作は以下の二点であると思います。

① 工事進行基準の不適切な適用

完成までに数年かかるような大規模工事については、工事の進捗に応じて、毎年、利益を計上することが求められています。反対に、工事の進捗の過程で最終的に赤字となってしまうことが明らかになった場合には、その時点で損失を計上することが必要です。このような会計基準を工事進行基準といいます。東芝は、様々なインフラ関連工事を請け負っており、一部について進捗過程で赤字が見込まれていたのにもかかわらず、損失の計上をしなかったそうです。

② パソコン事業における部品の押し込み販売

東芝は、パソコンの部品を外注先に有償支給し、外注先から完成品を買い取り、パソコンを販売していますが、パソコンの部品を外注先に有償支給する際に、部品の調達価格が分からないように、原価の数倍の価格で有償支給しているそうです。利益目標の達成が苦しくなると、外注先に部品を無理に販売して利益を捻出していたそうです。

いずれも、「チャレンジ」と言われる高い利益目標を達成することが難しいことから、最終的に利益操作に手を染めてしまったもののようです。

高い目標を掲げることは、企業として当然のことだと思います。しかし、それが具体的な方策を伴うものでなければ、無謀な命令に過ぎません。今回の問題は、どんな会社でも起こりうることです。「他山の石」とする必要があると思います。

平成 27 年 8 月 3 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

お盆が過ぎてから、急に朝晩が涼しくなってきました。体調を崩さぬよう、お気を付け下さい。

マイナンバーについて

マイナンバー制度が平成27年10月5日に施行されます。施行後、住民票上の住所にマイナンバーを通知する「通知カード」が配布されることとなります。

納税や社会保障に関する事務を一つの番号で管理しようとする構想は古くからありましたが、「国民総背番号制度」等と呼ばれなかなか実現しませんでした。しかし、いわゆる消えた年金問題が起こると、番号制度によってきちんと年金を管理できる仕組みがあれば、このような問題は起きなかったと、番号制度導入の機運が高まりました。法案自体は民主党政権時代に提出されておりましたが、政権交代後も自由民主党政権に引継がれ、平成25年5月24日に可決・成立しました。

今までも個人情報をも税務署や市役所、年金機構等に提出していますが、これらの情報は、今現在はそれぞれの行政機関の間で、ひも付けで管理できていないのか、という素朴な疑問があります。

実は、できていないのだそうです。これは、日本人の氏名が複雑であることが原因です。例えば、ワタナベのナベという字は、65種類あり、サイトウのサイの字も31種類もあるため、完全に名寄せすることが難しいのだそうです。

そこで、マイナンバーがあれば、完全にひも付けで管理ができるというわけです。

マイナンバー制度を導入する目的は、行政事務の効率化にあるそうです。これから新たに構築される「情報提供ネットワークシステム」により、行政機関の情報連携が可能となります。これによって、各種申請に必要な住民票の写しや所得証明をわざわざ発行してもらう手間を省くことができます。また、所得を正確に把握することで、本当に必要な人に社会保障を充実させることができるようになります。

マイナンバー制度でもっとも心配なことは情報の流出です。最近では年金機構の情報漏洩事件がありました。制度が始まれば、行政機関だけではなく、マイナンバーを預かる会社も（もちろん会計事務所も）情報を保護する大きな責任を負うこととなります。しっかりと制度に対応する必要があると思います。

平成 27 年 9 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

先日、社員旅行に行ってお参りました。ささやかな旅行でしたが有意義な時間だったと思っています。同じ料理を食べ、同じ風呂に入り、同じ宿で寝る。旅の間に、皆の周波数が合ってくるような気がしています。

マイナンバーの取得に係る注意事項について

マイナンバー制度が、10月5日からスタートとなりました。各人のマイナンバーを記載した「通知カード」が10月中旬から11月にかけて簡易書留で郵送されることになっています。

今回は、従業員のマイナンバーを取得するとき、会社として、やっておくべきことをまとめておきます。

1. 「通知カード」は、10月5日時点で住民票に記載されている住所に届く

現在住んでいる場所と住民票の住所が違う場合には、「通知カード」は宛先不明となり、市町村役場に戻ってしまいます。この場合には、市町村役場の窓口を受取に行く必要があります。「通知カード」が届かない方に対しては、住民票のある市町村に問い合わせるように指示して下さい。

2. マイナンバーの利用目的の通知

マイナンバーを取得する際には、その利用目的を通知しなければなりません。従業員に対しては、社内の回覧板や会議の資料等により通知すると良いでしょう。代表的な利用目的は、以下の通りです。

- ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ②雇用保険届出事務
- ③健康保険・厚生年金保険届出事務
- ④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

3. マイナンバーの収集と保管

マイナンバーの収集の際には、原則として「本人確認」と「番号確認」が必要ですが、従業員の場合には人違いの可能性はありませんので、「本人確認」は省略できます。「番号確認」は「通知カード」のコピーを入手すると良いでしょう。

入手した「通知カード」のコピーは鍵のかかる書庫に保管しておきましょう。

平成27年10月6日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

早朝の散歩を日課としておりますが、近頃、急に朝の空気が冷たくなってきました。
くじけそうです。

企業不正について

最近、毎日のように企業の不正に関するニュースが報道されております。

東芝の粉飾決算、フォルクスワーゲンの排ガス規制を回避するための不正ソフトウェア搭載、さらには旭化成建材の杭打ちデータ改ざんなど、国を代表するような会社が、信じられないような重大な不正を働いていたことが明らかになっております。

これら不正の詳しい動機は、未だ明らかになっておりません。不正が判明すれば、会社に致命的なダメージを与えることは、誰でも容易に想像がついたことだと思います。選りすぐりの優秀な人材を集めたはずの組織で、なぜこのようなことが起きてしまうのでしょうか。

昔、ある先輩から、「会社の常識は世間の非常識」という言葉を教えてもらいました。

会社というのは、ある意味、閉じた社会です。一つの会社に勤めあげるのであれば、数十年もの間、朝から晩まで、同じ人達と同じ空間で一緒に働くことになります。ここでは、様々な国や地域にあるような、独特な価値観が生まれてくるのだと思います。

売上至上主義の会社であれば、健康や家庭を犠牲にして猛烈に営業する人間を英雄視するようになります。そして、そのうちに、売上のためならどんな手段を使っても、どんな犠牲を払っても、やむを得ないのだ、というところまでエスカレートしてしまうのかもしれない。

組織の価値観をつくるのは経営者です。会社が閉じた社会にならないように、常に風通しを良くしておくことが重要だと思います。会社内のコミュニケーションはもちろん大切ですが、会社外とのコミュニケーションも大切です。外部の人間に会社を開き、「世間の目」で見ってもらうことは、煩わしいかもしれませんが、時には必要なのだと思います。

平成 27 年 11 月 4 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

早いもので、もう12月になってしまいました。今年、私は厄年でした。様々な試練がありましたが、皆様のおかげでなんとか無事に年を越すことができそうです。（まだ1ヶ月ありますので、用心して師走を過ごします）

2015年度10大ニュースについて

今年一年間を振り返ってみると、既に記憶が薄れている部分もありますが、大きな事件がたくさんありました。今回は、個人的に印象に残った事件を10だけ選んでみました。

1. フォルクスワーゲンが不正ソフトウェアで排ガス規制逃れ
2. 大塚家具、経営権をめぐる親子の争い
3. 東芝の不適切会計問題が発覚
4. 新国立競技場の建設計画の白紙撤回が決定
5. 2020年東京五輪の公式エンブレムに盗作疑惑
6. パリで同時多発テロ
7. 環太平洋連携協定（TPP）大筋合意
8. 安全保障関連法が成立
9. マイナンバー法が施行
10. マンション基礎杭打ちデータの改ざんが発覚

今年は、粉飾、改ざん、流用など、不正に関するニュースが多かった印象があります。こんなに不正が多いと人間不信になりそうですが、紀元前3世紀ごろ、中国の思想家たちも、なぜ人間が不正を行うのかについて考えました。有名な孟子の性善説と荀子の性悪説です。

性善説は、「本来、人間は善いことをするものだが、成長して悪いことをおぼえてしまう」という考え方。

性悪説は、「本来、人間は利己的なことしかしないが、成長して善いことを学ぶようになる」という考え方です。

どちらにしても、結局人間は善いこともするし、悪いこともするのですね。

平成27年12月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員